

第六條ノ六ヲ第六條ノ七トシ同條中「文部事務官專任十三人」ヲ「文部事務官專任十四人」ニ改メ第六條ノ五ヲ第六條ノ六トシ第六條ノ四ヲ第六條ノ五トス

第六條ノ四 體育局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 學校ニ於ケル體育運動ニ關スル事項

二 學校ニ於ケル武道ニ關スル事項

三 學校ニ於ケル教練ニ關スル事項

四 其ノ他學校ニ於ケル體育訓練ニ關スル事項

五 學校ニ於ケル衛生ニ關スル事項

第十條中「體育官專任六人」ヲ「體育官專任八人」ニ、「體育官補專任六人」ヲ「體育官補專任八人」ニ改ム

第十一條中「專任百六十五人」ヲ「專任百六十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十一年十月二十日公布勅令第二百七十九號文部省官制抄錄

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲クルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

四 學校ニ於ケル體育運動及衛生ニ關スル事項

第三條 文部省專任書記官ハ十四人ヲ以テ定員トス

第四條 文部省ニ左ノ六局ヲ置ク

(左記略ス)

第十條 文部省ニ體育官專任六人ヲ置ク委任トス學校ニ於ケル體育運動及衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 屬及技手ハ通シテ專任百六十五人ヲ以テ定員トス

國民體力審議會の花柳病豫防法改正に關する答申

花柳病豫防法改正に關する厚生大臣諮問は厚生省内國民體力審議會に於て昨昭和十五年九月以降審議されてゐたが、同年十二月十二日總會に於て答申案の最後の決定をみるに到つた。諮問、答申及び特別委員會委員氏名を掲ぐれば以下の如くである。

花柳病豫防法改正に關する特別委員

- | | |
|-------|-------|
| 金杉英五郎 | 三木良英 |
| 中野太郎 | 林春雄 |
| 下村宏 | 赤木朝治 |
| 高木喜寬 | 北島多一 |
| 河合龜太郎 | 吉田彌生 |
| 勝田永吉 | 龜井貫一郎 |
| 高野六郎 | 藤原孝夫 |
| 秋山要 | |

諮問

社會ノ現状ニ鑑ミ花柳病豫防法中改正ヲ要スル點如何

花柳病豫防法改正に關する諮問答申

花柳病豫防法は之を性病豫防法と改稱し別紙要綱の如く改正するを適當と認む

尙左記事項は性病豫防上極めて重要なるを以て其の實施に關し速に適當なる措置を講ぜられんことを望む

一 結婚に依る病毒の感染を防止する爲結婚に際し健康證明書を交換せしむる風習を勵致すると共に健康結婚に關する法規の制定を考慮すること

二 母性乳幼児保護の見地より妊婦をして妊娠五箇月以前に醫師の健康診断を受けしむることを勵行せしめ微毒に因る流早死産、乳幼児死亡及先天微毒を防止すること

三 學校教育に於て本病の恐るべきことを知らしむると共に國民に對し一層豫防思想の徹底に努むること

性病豫防法案要綱〔別紙〕

第一 本法に於て性病と稱するは微毒、淋病、軟性下疳及鼠蹊淋巴肉芽腫症を謂ふこと

第二 醫師性病患者を診断したるときは命令の定むる所に依り傳染の危険、傳染防止の方法及第十三に規定する事項を指示すべきこと

前項の規定に依り指示を受けたる者は其の指示に従ひ傳染防止の方法を行ふべきこと

第三 性病患者は速に醫師の治療を受くべきこと

性病患者の保護者は其の患者をして速に醫師の治療を受けしむべきこと

前項の保護者の範圍は命令を以て之を定むること

第四 地方長官は性病豫防上必要ありと認むるときは左の事項を行ふことを得ること

一 業態上病毒傳播の虞あるものとして命令に依り指定せられたる者に對し健康診断を施行し又は其の者をして指定したる醫師の健康診断書を提出せしむること

二 業態上病毒傳播の虞ある性病患者に對し其の從

業を停止すること

三 業態上病毒傳播の虞あるものとして命令に依り指定せられたる場所に付其の場所を管理する者に對し必要なる豫防設備を爲さしむること

地方長官に於て前項第一號の規定に依り健康診断を施行する場合に於ては其の費用は道府縣の負擔とすること

第五 主務大臣は性病患者を診療せしむる爲道府縣市其の他必要と認むる公共團體に對し診療所の設置を命ずることを得ること

前項の規定に依り設置する診療所に於ける診療の費用の負擔及徴收に關しては勅令を以て之を定むること

第六 主務大臣は期間を指定し適當と認むる公私立の診療所を其の承諾を得て第五第一項の規定に依り設置する診療所に代用することを得ること此の場合に於ては第五第二項及第八第二項の規定を準用すること

第七 地方長官は第四第一項第一號の規定に依る健康診断又は健康診断書に依り性病患者とせられたるものをして第五又は第六の規定に依る診療所に於て診療を受けしめ特に必要ありと認むるときは同診療所に入所せしむることを得ること

第八 國庫は勅令の定むる所に從ひ第四第二項の規定に依り道府縣の負擔する經費に對し其の三分の一以上を補助すること

國庫は勅令の定むる所に從ひ第五の規定に依り診療所を設置する公共團體の其の診療所に關し支出する經費に對し左の區分に依り補助すること

一 診療所の創設費及擴張費並に之に伴ふ初

度調辦費

支出額の二分の一以上

二 其の他の諸費

支出額の三分の一以上

第九 國庫は性病患者を診療する爲診療所を設置する公益法人の其の診療所に關し支出する經費に對し第八第二項に規定する區分に準じ補助することを得ること

第十 主務大臣は性病の豫防又は治療に關する器具にして衛生上有害と認めたるときは其の販賣又は授與を禁止することを得ること

第十一 性病の豫防又は治療に關する器具、藥品、賣藥又は賣藥部外品の公衆に對する廣告は勅令の定むる所に依り之を禁止すること

第十二 性病に關する賣藥又は賣藥部外品は其の容器若は被包に其の成分及分量、成分不明なるものは其の本質及製造法の要旨を記載するに非ざれば之を販賣することを不得ること

第十三 傳染の虞ある性病に罹れることを知りて傳染防止に付相當の方法を講ぜず性交を爲したる者は三月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處すること前項の規定は婚姻關係及届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在る者の間に於ては之を適用せざること

地方長官は性病豫防上必要ありと認むるときは第一項の規定に依り處罰せられたる者をして第五又は第六の規定に依る診療所に於て診療を受けしめ又は同診療所に入所せしむることを得ること

第十四 傳染の虞ある性病に罹れることを知り又は知るべくして賣淫を爲したる者は六月以下の懲役又は

千圓以下の罰金に處すること

傳染の虞ある性病に罹れることを知り又は知るべくして賣淫の媒合又は容止を爲したる者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處すること

前二項の場合に於て傳染防止に付相當の方法を講じたる者は其の刑を減輕すること

第十五 第二第一項の規定に違反したる者は科料に處すること

第十六 第四の規定に依る地方長官の命令又は處分に違反したる者は五百圓以下の罰金又は科料に處すること

第十七 第十の規定に依る主務大臣の處分に違反したる者は五百圓以下の罰金に處すること

第十八 第十一の規定に依る命令又は第十二の規定に違反したる者は千圓以下の罰金に處し地方長官は其の器具、藥品、賣藥若は賣藥部外品の販賣若は授與を禁止し又は其の發賣の免許を取消すことを得ること

第十九 事業主又は管理人は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他従業者が其の業務に關し第十又は第十一の違反行爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ざること

第二十 第十七及第十八の罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らざること

附 則

昭和二年法律第四十八號に依る診療所は本法に依る診

療所と看做すこと

明治三十三年法律第八十四號第三條第二項の命令の適用を受くるものに關しては第四の規定を適用せざるべし

性病に關する賣藥にして昭和二年法律第四十八號公布前より販賣し來れるもの又は賣藥部外品にして本法公布前より販賣し來れるものに關しては當分の間第十二の規定を適用せざるべし

厚生省勞働局の勞務者世帯構成調査 報告

厚生省勞働局に於ては昭和十四年十二月施行せる勞務者世帯調査の集計を發表したが、その主要數字を掲ぐれば以下の如くである。因に調査方法は府縣(鑛山監督局)別に調査すべき勞務者の事業別概數を豫め指定し成るべく多數の事業場に付被調査勞務者を左の方針に依り選定せしめたものである。

- 一、年齢二十五歳以上五十五歳未満にして世帯主たること
 - 二、世帯主たる勞務者の勤勞所得を主たる世帯収入とする
 - 三、世帯員數が世帯主たる勞務者を合して二人以上なるもの
 - 四、同居人又は家事使用人なき世帯なること
- 尚、本調査に使用せられたる調査票は別掲の如くである。

勞務者世帯調査票

事業場名		事業所在地		府 縣		市 郡		町 村	
世帯主氏名	生年月日	職 業 名	平均月收	世帯員氏名	男 女 別	世帯主トノ 續柄	年 齡	職 業 名 (内職ヲ含ム)	平均月收
	生 月 日		圓				歲		圓
							歲		圓
							歲		圓
							歲		圓
							歲		圓
							歲		圓

※裏面ヲ御覽下サイ
書キ切レナイデニ枚以上ニナルトキハコヨリ、デ綴ツテ下サイ

記入心得

- 一、事業場名、働イテキル工場、鑛山、會社、商店、組合、團體等ノ名ヲオ書キ下サイ。
- 二、職 業 名、世帯主又ハ世帯員ノ職業名ハ「旋盤工」「探炭夫」「電車車掌」「土工」「作男」「漁夫」「大工」「店員」「仕立内職」等トオ書キ下サイ。
- 三、世 帯 員、世帯主ガ生活費ノ大部分ヲ負擔シテキル場合ニハ現ニ同一世帯ニ無イ者デモ世帯員トシテオ書キ下サイ。
- 四、世帯主トノ續柄、世帯主トノ關係ヲ「父」「妻」「弟」「長男」ト云フ風ニオ書キ下サイ。
- 五、年 齡、世帯員ノ年齢ハ「數ヘ年」ヲオ書キ下サイ。
- 六、平均月收、給料、賃金、手當、賞與、會社ヨリノ補助金、國許ヨリノ送金等現金ヲ收入スル所得ノ一月平均見積リ額ヲオ書キ下サイ。收入ノ無イ場合ハ「ナシ」トオ書キ下サイ。